



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー 〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号  
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 167 2016年12月05日

## インドネシア商標法改正：異議申立手続の主な変更

インドネシア改正商標法は2016年11月26日に施行され、特に公告と実体審査において重要な改正がなされた。

新法の下では審査官が商標出願の実体審査を行う前に、方式審査を通過した全ての出願は直接公告に進み2ヶ月の異議申立期間に入る。この改正により、審査官は類似する先行商標と識別性に関して実体審査を行う前に異議申立により審査を開始でき、この変更は審査官の負担を軽減することを意図している。

審査官は実体審査時に悪意ある又は紛らわしいほど類似する出願を拒絶しなければならない。改正前は出願を審査した審査官が実体審査後の公告後に提起された異議申立で再度審査しなければならなかった。しかしながら出願は実体審査前に公告されるので、審査官は異議申立が提起されたときに商標を再び審査する時間を省くことができる。

今回の改正により、商標権者が第三者の出願に対して異議申立を行わなければならない唯一の機会が2ヶ月の公告期間である。この手続きの効率性は賞賛に値するが、全ての審査官は自身の主観で判断し、予測できない結果となる可能性もある。

この手続き変更による影響は定かでないが、新たな異議申立手続きにより悪意による出願が増える可能性がある。これは、商標の不法取得が主要な懸案事項となっているインドネシアにおいては特に問題である。商標所有者が公告商標を監視する効果的方法を構築しなければ、悪意の出願が登録になる可能性がある。

この危険性に対処するために、商標所有者は、自己の権利を守るために期限内に異議申立を行うことができるように、自己の商標に紛らわしいほど類似する公告商標の監視に充分注意を払わなければならない。異議申立において商標所有者は審査官の考慮のために関連する証拠を提出して異議申立を補強することができる。インドネシアでは商標所有者が異議申立手続きにおいて自己の権利を積極的に防護することが特に重要である。何故ならば、紛らわしいほど類似する商標が一旦登録になれば唯一の救済手段は手続きが煩雑で費用のかかる商業裁判所での無効／取消訴訟を提起しなければならないからである。

公告と異議手続きの新たな方法は最も注目すべき変更であるが、インドネシアの新たな商標法は多数の改正がなされている。特に、商標の更新に関して登録の満了後6ヶ月の猶予期間が新設された。また改正法は非伝統的商標とマドリッドプロトコルに関する規定を設けている。更に中間差止めを取得する方法等について手続きを明確にしている。これらの変更はインドネシアにおけるより明確で効果的な商標保護と権利行使の発展に寄与するものである。

(出典:Tillke & Gibbins)